

当税理士事務所では皆様が安心して依頼していただけるよう、明確な報酬規定を設けております。顧問料に関しては年間売上に応じて決めさせていただいております。

法人の顧問料

単位(円)

1年間の売上高	卸売業	小売業	製造業 建設業	飲食業	サービス業	その他 の事業
1,000万円以下	20,000( 1)					
3,000万円以下	30,000	30,000	30,000	30,000	35,000	35,000
5,000万円以下	35,000	35,000	40,000	40,000	45,000	45,000
1億円以下	35,000	40,000	50,000	45,000	50,000	50,000
3億円以下	40,000	50,000	55,000	50,000	55,000	55,000
5億円以下	50,000	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000
5億円超	別途相談の上、報酬を算定					

1 2ヶ月以上ごとに1回の訪問契約となります。

個人の顧問料(青色申告の場合)

単位(円)

1年間の売上高	卸売業	小売業	製造業 建設業	飲食業	サービス業	その他 の事業
1,000万円以下	15,000( 1)					
3,000万円以下	20,000	20,000	20,000	20,000	25,000	25,000
5,000万円以下	25,000	25,000	30,000	30,000	35,000	35,000
1億円以下	25,000	30,000	40,000	35,000	40,000	40,000
3億円以下	30,000	別途相談の上、報酬を算定				
3億円超	別途相談の上、報酬を算定					

1 2ヶ月以上ごとに1回の訪問契約となります。

個人の顧問料(白色申告の場合)

単位(円)

1年間の売上高	卸売業	小売業	製造業 建設業	飲食業	サービス業	その他 の事業
1,000万円以下	10,000( 2)					
3,000万円以下	15,000( 2)					
5,000万円以下	20,000( 2)					
1億円以下	25,000( 2)					
1億円超	別途相談の上、報酬を算定					

2 4ヶ月以上ごとに1回の訪問契約となります。

決算申告料は別途顧問料の5ヵ月分となります。  
報酬額には別途消費税が加算されます。

平成20年1月 制定  
平成25年1月 改定